<u>「成二十五年度</u>自動車等安全性能評価実施要領 (案)

告示の

趣

旨

(別語) Number であるである。 施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。 乗車装置(以下「自動車等」という。)の安全性能に関する評価を実第一条 この告示は、<mark>平成二十五年度</mark>における自動車及び年少者用補助

(用語の定義)

次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。 二 「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた

乳児用ベッド」という。) 進行方向に対して横向きに乳児を拘束又は定置する装置(以下「4 主として乳児を連続した面上に寝かせた状態にして、自動車の

のいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置 シート及び年少者用ベルト並びに年少者用ベルト及び補助シー の又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをい の座席部に装備する装置であって、 幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動 の号において同じ。)、インパクト・シールド及び補助シート(防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。 主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであ インパクト・シールド(正面衝突の際に年少者の前方移動 以下この号において同じ。)、インパクト・シールド、 (以 下 「幼児用シート」という。 シートクッションを備えたも 以下こ F す 助 車 を

平成二十四年度自動車等安全性能評価実施要領

(この告示の趣旨)

施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。乗車装置(以下「自動車等」という。)の安全性能に関する評価を実第一条 この告示は、平成二十四年度における自動車及び年少者用補助

(用語の定義)

一 「年少者」とは、新生児、乳児又は幼児のうち体重が十八キログ準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)に定めるところによる。 選送車両法(昭和二十六年連輸省令第七十四号)及び道路運送車両の保安基運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)、道路運送車両法施行第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路

次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。二 「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けたラム以下の者をいう。

乳児用ベッド」という。) 進行方向に対して横向きに乳児を拘束又は定置する装置(以下「イ 主として乳児を連続した面上に寝かせた状態にして、自動車の

る装置 幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動 の号において同じ。)、インパクト・シー のいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置 シート及び年少者用ベルト並びに年少者用ベルト及び補助シート の又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをい 防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。 て、インパクト・シールド(正面衝突の際に年少者の前方移動 座席部に装備する装置であって、 主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないもの 以下この号において同じ。)、インパクト・シールド、 (以下 「幼児用シート」という。 シートクッションを備えたも ルド及び補助シート(以下こ であ を 助 車

後ろ向き」とは、 自動車の進行方向に対して逆方向の向きをい

兀 「前向き」とは、 自動車の進行方向に対して同方向の向きをいう

Ŧī. 規定により評価の対象として選定された年少者用補助乗車装置に搭 定された自動車(以下「試験自動車」という。)又は同条第二項 載する人体模型をいう。 「ダミー」とは、 第三条第一項の規定により評価の対象として 0

「バリヤ」とは、試験自動車を衝突させる壁面をいう。

る傷害の程度を示す指数をいう。 おいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わ た加速度を、 ト前面衝突安全性能試験にあってはダミーの頭部において計測され 「HIC」とは、フルラップ前面衝突安全性能試験及びオフセ 歩行者頭部保護性能試験にあっては頭部インパクタに

八 「頸部の引張荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる上下方向 荷重をいう。 0

及び左右方向の荷重をいう。 「頸部のモーメント」とは、ダミー 「頸部のせん断荷重」とは、 ダミー の首の部分に発生するモー の首の部分に加わる前後方向 メ

ントをいう。 た前後方向、 前後方向、左右方向及び上下方向の加速度を用いて計算される加「合成加速度」とは、ダミーの頭部又は胸部において計測され

十二 「胸部変位」とは、ダミーの胸部に生ずる最大変位をいう。 「大腿部荷重」とは、ダミーの左右それぞれの大腿骨に相当す

速度をいう。

「脛骨指数」とは、ダミーの脛部に加わる傷害の程度を示す指

る部分に加わる大腿骨の軸方向の荷重をいう。

生ずる後方及び上方への変位をいう。 「かじ取りハンドル変位」とは、 かじ 取りハンド ルの取付部 12

> 三 後ろ向き」とは、 自動車の進行方向に対して逆方向 の向きをい

兀 「前向き」とは、 自動車の進行方向に対して同方向 の向きをいう

規定により評価の対象として選定された年少者用補助乗車装置に搭 定された自動車(以下「試験自動車」という。)又は同条第二項 「ダミー」とは、 第三条第一項の規定により評価の対象として 0

五.

載する人体模型をいう。

七 「HIC」とは、フルラップ前面衝突安全生能試験及で六 「バリヤ」とは、試験自動車を衝突させる壁面をいう。 る傷害の程度を示す指数をいう。 た加速度を、 おいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加 ト前面衝突安全性能試験にあってはダミーの頭部において計測され 「HIC」とは、フルラップ前面衝突安全性能試験及びオフセ 歩行者頭部保護性能試験にあっては頭部インパクタに わ

八 「頸部の引張荷重」とは、ダミー 荷重をいう。 の首の部分に加わる上下方 向

九 及び左右方向の荷重をいう。 「頸部のせん断荷重」とは、 ダミー の首の部分に加 わる前後方向

十 「頸部のモーメント」とは、 ントをいう。 ダミー の首の部分に発生するモー

た前後方向、左右方向及び上下方向の加速度を用いて計算される加十一 「合成加速度」とは、ダミーの頭部又は胸部において計測され 速度をいう。

「胸部変位」とは、ダミーの胸部に生ずる最大変位をいう。

る部分に加わる大腿骨の軸方向の荷重をいう。 「大腿部荷重」とは、ダミーの左右それぞれの大腿骨に相当す

十四四 数をいう。 「脛骨指数」とは、ダミーの脛部に加わる傷害の程度を示す指

生ずる後方及び上方への変位をいう。 「かじ取りハンドル変位」とは、 かじ 取りハ ンド ル 0 取付 部 に

び上方への変位をいう。 「ブレーキペダル変位」とは、ブレーキペダルに生ずる後方及

の扉が容易に開くか否かの程度をいう。 「開扉性」とは、衝突安全性能試験後に おける、 当該試 験自

十八 「救出性」とは、衝突安全性能試験後における、 試 L 験自 動 車 カコ

らダミーを容易に取り出せるか否かの程度をいう。 試験自動車に衝突させる台車の衝突面に取り付ける衝撃吸収材をい-九 「バリヤフェイス」とは、バリヤに取り付ける衝撃吸収材及び

部において計測された加速度を用いて計算される頭部に加わる傷害一十 「HPC」とは、側面衝突安全性能試験における、ダミーの頭 の程度を示す指数をいう。

二十一 「腹部荷重」とは、ダミーの腹部 当該衝突した側の腹部)に加わる荷重をいう。 (側面衝突時にあっては、

二十二 「恥骨荷重」とは、ダミーの骨盤の恥骨結合部に加わる荷重 をいう。

る衝撃を受けた場合において、主に車体のAピラーから屋根に沿っ一十三 「サイドカーテンエアバッグ」とは、自動車が側面衝突によ 装備された装置をいう。 てCピラー付近まで展開することにより乗員頭部を保護するために

十四四 傷害の程度を示す指数をいう。 ダミーにおいて計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる 「NIC」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験において、

を含む車両中心線に垂直な平面より前方にある車両の上面をいう。十五 「車両前部上面」とは、車両の前面ガラスの下縁の両端の点 部の模型をいう。 「頭部インパクタ」とは、試験自動車に衝突させる人体の頭

十七 「下部脚部インパクタ」とは、 試験自 動車に衝突させる人体

「脛骨曲げモーメント」とは、 膝及び下腿部の模型をいう。 下部脚部インパクタの脛骨に

> び上方への変位をいう。 「ブレーキペダル変位」とは、 ブレー キペダルに生ずる後方及

十七 車 の扉が容易に開くか否かの程度をいう。 「開扉性」とは、衝突安全性能試 に験後に おける、 当該試 験 自

十八 「救出性」とは、衝突安全性能試験後における、 試 験自 動 車

十九 らダミーを容易に取り出せるか否かの程度をいう。 「バリヤフェイス」とは、バリヤに取り付ける衝撃吸収材 「動車に衝突させる台車の衝突面に取り付ける衝撃吸収材をいノーキンコイフ」とは、バリヤに取り付ける衝撃吸収材及び

<u>二</u> 部において計測された加速度を用いて計算される頭部に加わる傷害一十(HPC」とは、側面衝突安全性能試験における、ダミーの頭

う。 試験自

二十一 「腹部荷重」とは、ダミーの腹部 の程度を示す指数をいう。 (側 面 衝突時にあって

二十二 「恥骨荷重」とは、ダミーの骨盤の恥骨結合部に加わる荷 当該衝突した側の腹部)に加わる荷重をいう。

をいう。

る衝撃を受けた場合において、主に車体のAピラーから屋根に沿二十三 「サイドカーテンエアバッグ」とは、自動車が側面衝突に 装備された装置をいう。 てCピラー付近まで展開することにより乗員頭部を保護するために

二十四 傷害の程度を示す指数をいう。 ダミーにおいて計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる 「NIC」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験において、

二十六 「頭部インパクタ」とは、 一 士 五 を含む車両中心線に垂直な平面より前方にある車両の上面をいう。十五 「車両前部上面」とは、車両の前面ガラスの下縁の両端の点 試験自動車に衝突させる人体の頭

二十七 部の模型をいう。 の大腿部、膝及び下腿部の模型をいう。 「下部脚部インパクタ」とは、 試 殿自 動 車に衝突させる人体

二十八 「脛骨曲げモーメント」とは、 下部脚部インパクタの脛骨に

・ ユー「別別別別等の母がない。発生する曲げモーメントをいう。

- の内側側副靭帯の伸び量をいう。二十九 「内側側副靭帯の伸び量という。
- 十字靭帯の伸び量をいう。 二十 「前十字靭帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の前
- 後十字靭帯の伸び量をいう。三十一「後十字靭帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の
- う。 並列の座席以外の座席であって、自動車の側面に隣接する座席をい三十二 「外側後席」とは、前向きの座席のうち運転者席及びこれと
- || 「怪馬ドン、の黒唇引身降及装置」によい医馬ドン、ドまなないう。| |と並列の座席以外の前向きの座席であって、外側後席以外の座席を三十三 「中央後席」とは、前向きの座席のうち、運転者席及びこれ
- されていない場合に、その旨を乗員に警報する装置をいう。三十四 「座席ベルトの非着用時警報装置」とは、座席ベルトが装着

(試験自動車等の選定に関する事項)

案して試験自動車を選定するものとする。ただし、自動車製作者等かて乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって

発生する曲げモーメントをいう。

部

- の内側側副靭帯の伸び量をいう。二十九 「内側側副靭帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部
- 十字靭帯の伸び量をいう。 三十 「前十字靭帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の前
- 後十字靭帯の伸び量をいう。 三十一 「後十字靭帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の
- いう。 並列の座席以外の座席であって、自動車の側面に隣接する座席を並列の座席以外の座席であって、自動車の側面に隣接する座席を三十二 「外側後席」とは、前向きの座席のうち運転者席及びこれと
- をいう。 と並列の座席以外の前向きの座席であって、外側後席以外の座席三十三 「中央後席」とは、前向きの座席のうち、運転者席及びこれ
- 則第四十四号第四改定版補足第四改定版の附則六の三・に規定するめの条件に関する協定(平成十年条約第十二号)に付属する規における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件における。

(試験自動車等の選定に関する事項)

る座席をいう。

案して試験自動車を選定するものとする。ただし、自動車製作者等か四年五月末時点又は十月末時点に、市場において新車として販売され車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊車の乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって

きる。
ら試験の申し出があった自動車を試験自動車として選定することがで

る。し出があった装置を評価の対象とする装置として選定することができものとする。ただし、年少者用補助乗車装置の製作者等から試験の申ものとする。ただし、年少者用補助乗車装置の対象とする装置を選定する一年六月間の出荷台数等を勘案して評価の対象とする装置を選定する末時点に市場において販売されているものの中から、その時点の直近2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、平成二十五年九月

(自動車の評価)

事項を確認することにより行うこととする。 中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに同表の

突安全性能(運転者三 オフセット前面衝	突安全性能 アルラップ前面衝	制動性能
の直後に位置する外側運転者席及び助手席の	験 要に正面衝突させる試 でバリヤの前面に垂 でバリヤの前面に垂 直に正面衝突させる試	も制動する試験 を関した路面及び湿潤 を開動する試験 を関連を制動初速度百 を関連を制動初速度百 を関連を制動初速度百 を関連を制動初速度百
五段階の指標、開扉性員の傷害の程度を示す	HIC、頸部のせん断重、頸部のモーメン で位、大腿部荷重 変位、大腿部荷重 がル変位及びブレーリンの でが、頸部のせん断重が では、大腿部のはのが では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	乾燥した路面及び湿潤 動車の停止距離並びに 幅三・五メートルの車 線からのはみ出しの有
三三字才	二 二 突 安 <i>フ</i>	一

きる。
ら試験の申し出があった自動車を試験自動車として選定することがで

2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置として選定することができ 市のとする。ただし、年少者用補助乗車装置の製作者等から試験の申 一年六月間の出荷台数等を勘案して評価の対象とする装置を選定する 末時点に市場において販売されているものの中から、その時点の直近 まり、平成二十四年九月

(自動車の評価)

事項を確認することにより行うこととする。 中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに同表の

指標、開新の引張 一様では 一様で 一様で 一様で 一様で 一様で 一様で 一様で 一様で 一様で 一様で	は み 出 し の 有 相 し の 有 相 し の 有
二 フルラップ前面衝突安全性能(運転者	一制動性能
運転者席及び助手席の 自動車の前面の全部を 自動車の前面の全部を 直に正面衝突させる試験 でバリヤの前面に垂 直に正面衝突させる試験	乾燥した路面及び湿潤をり入れる。
五段階の指標、開扉性 重、頸部のせん断荷重 変位、大腿部荷重、胸部合成加速度、胸部 育指数、かじ取りハン 情指数、かじ取りハン でダル変位に基づき乗 員の傷害の程度を示す	無 動車の停止距離並びに 幅三・五メートルの車 幅三・五メートルの車

五 側面衝突安全性能							側後席に限る。)の直後に位置する外	突安全性能(助手席型・オフセット前面種	トフェント前面	席 に 限 る。)
ダミーを搭載した試験 運転者席又は助手席に			させる試験	前面に垂直に正面衝突ートル毎時でバリヤの	。) を 六十 四キロ	の四十パーセントをい 転者席側の一部(車幅	試験自動車の前面の運	直後に位置	重云針馬をドカミ馬	後席にダミーを搭載し に試験自動車の前面の に試験自動車の前面の がう。)を六十四キロ がう。)を六十四キロ がう。)を六十四キロ がっに垂直に正面衝
部荷重、恥骨荷重及び旧PC、胸部変位、腹	保護性の	、交流三十ボルト又は(動力系の作動電圧が式ハイブリッド自動車	に電気自動車及び電気の燃料漏れの有無並び	扉性、救出性、衝突後 示す五段階の指標、開	度	及び大腿部荷重に基づによる骨盤の拘束状態	胸部変位、座席ベルト、頸部のモーメント、	重、頸部のせん断荷重 野部の号張荷	こ、質耶の一長	、救出性、衝突後の燃 気自動車及び電気式ハ イブリッド自動車(動 力系の作動電圧が、交 流三十ボルト末満の自動 六十ボルト未満の自動 でを除く。)の衝突後
五 側面衝突安全性能							側後席に限る。)の直後に位置する外	能(助き	トフェント前面	席に限る。)
側面衝突安全性			させる試験	前面に垂直に正面衝突ートル毎時でバリヤの	。) を 六十 四キロ	の四十パーセントをい転者席側の一部(車幅	後席に限る。)直後に位置する	突安全性能(助手席 直後に位置するオンセット前面種 道載者席及て助	ナフミン・竹面町 重云音馬をが力三馬	席に限る。) 後席にダミーを搭載し、救出に限る。) 後席にダミーを搭載し、救出に乗直に正面衝 六十ボの前面に垂直に正面衝 六十ボの前面に乗車に正面衝 六十ボの前面にがよりを イブリーセントを イブリーセントを イブリー・

1		
七 乗員保護性能	六 性能 後面衝突 頸	
	突頸部保護 台車に試突頸部保護 台車にたし、がぎるたし、がぎるたし、加とし、加たりに試	突 付 毎 に 搭 自 さ 岩 時 五 載 動
5から第六号まで	試験 台車に試験自動車の運 度を台車に発生させる とし、加速度及び減速 とし、加速度及び減速 とし、加速度及び減速 とし、加速度及び減速 をも車に発生させる	(特載した座席側の側面を を を を を を を を で が リヤフェイス で で で の の 側 の 側 の 側 の 側 の 側 の 側 の の の の の の の の の の の の の
第二号から第六号まで フルラップ前面衝突安	NIC、頸部の引張 理、頸部のせん断荷 足が頸部のモーメン 重、頸部のせん断荷 標	サイドカーテンエアバッグの保護性を示す二 や保護したか否かをい を保護したか否かをから。)に基づき乗員の を保護したか否かをから。)に基づき乗員頭部 階の指標、開扉性、 動車及び電気式ハイブ か作動電圧が、交流を ボルトスは直流六十 十ボルトスは直流六十 によって乗員頭部 がの指標、開扉性、教 の作動電圧が、交流の燃料漏 によって乗員頭部 がから、)の衝突後の燃料漏 がから、)の衝突後の感料 がいら、)の衝突後の感
安	指のト重荷	感を十三系ブ自漏救段のい部バにニバ
七 乗員保護性能	性能性能質部保護	
第二号から第六号まで フルラップ前面衝突安	試験 とし、加速度及び減 に、がミーを定置し で、ダミーを定置し で、がミーを定置し で、がミーを定置し に、加速度及び減 をし、加速度及び減 をし、加速度及び減	宇 宇 宇 神 明 中 で で で で で で で で で で の 当 は る 試 験 に 五 も の の も は の に に の に の に に に に に に に に に に に に に
/号まで	発生させる 発生させる を定置したか を定置したか を定置したか が が が が が が が が が が が が が	に フ メ 側 ダ 正 ェ ー の こ 面 イ ト 側 ー 衝 ス ル 面 を

十 歩行者保護性能	能	能 能 報部保護性	
前二号の試験	は を が で 下 部 が に の 一定の 範囲をあらか の 一定の 範囲をあらか の の 一定の 範囲をあらか の 一定の 範囲をあらか の 一定の 範囲をあらか	上面、前面ガラス及び 窓枠の一定の範囲をあ らかじめ定めた方法に らかじめ定めた方法に より細分化した区域ご とに、三十五キロメー とに、三十五キロメー とに、三十五キロメー	の試験
験及び歩行者脚部保護歩行者頭部保護性能試	段階の指標 の傷害の程度を示す四 の傷害の程度を示す四 の傷害の程度を示すの の傷害の程度を示すの の傷害の程度を示すの の傷害の程度を示すの の傷害の程度を示すの の傷害の程度を示すの の傷害の程度を示すの の傷害の の傷害の の傷害の の傷害の の傷害の の傷害の の傷害の の傷	田ICに基づき歩行者 明部の傷害の程度を示 可を歩行者	全性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験における関定結果に基づき算出された乗員の被害の軽された乗員の被害の軽以下点数
	L	п	
+	九 能	八	
歩行者保護性能	步行者脚部保護性	能歩行者頭部保護性	
歩行者保護性能 前二号の試験	步 行 者 脚 部 保	歩 行 者 頭 部 保	の試験

十二 衝突安全性能	十一座席ベルト非着	
第二号から第六号まで第二号から第六号まで	運転者席以外の座席に 座席ベルトを装着して いない乗員が乗車した 試験自動車を走行する が上で車 に座席ベルトを装着した た試験自動車が走行中 た試験自動車が走行中 た対験自動車が走行する に座席ベルトを装着した た試験自動車が走行する	
を性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験、後面衝突安全性能試験、後面衝突安全性能試験、後面衝突っ全性能試験、後面衝突っ全性能試験、後面衝突っ全性能試験、後面衝突っ全性能試験、進行者頭で座席ベルト非着用時で座席ベルト非着用時でを開発に対しる測定結果に基づきが、場外が、場外が、場外が、場外が、場外が、場外が、場外が、場外が、場外が、場外	座席ベルト非着用時警 を を を を を を を を を を を を を を を を を と き の 作 動 状 況 と の を の 作 動 状 況 と の た の れ り れ り れ り る り る り る り る り る り る り る り	性能試験における測定 の点数
十二 衝突安全性能	十一 座席ベルト非着	
第二号から第六号まで第二号から第六号まで	試験の座所で に に を を を を を を を を を を を を を	
第九号及び	外の座席に 座席べが乗車した ついて、を装着して 報装置にが乗車した ついて、 に当該は 京が乗車し に当該は 京が走行中 着用率で 下を装着さ 示す五番 大態にする	

評価する試験 アルトの装着の容易性を 水トの装着の容易性を を 軽減を で を が で が か が が が が が が が が が が が が が が が が
。) 性(外側後席に

第五条 2 目ごとに、 装備された状態で使用するものとする。 (年少者用補助乗車装置の評価 の下欄に 動車を、 国土交通大臣は、 (乳児用ベッドに限 前面衝突安全性能 前面衝突安全性能 年少者用補助乗車装置の評価は、 市場における普及率が低いものを除くすべての安全装置が 同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、 掲げる事項を確認することにより行うこととする。 前項各号に掲げる試験を行うに当たっては、 |後ろ向き動的試験 用座席に年少者用補助 横向き動的試験 用座席の速度を五十五 試 加速度の計測及びダミ させた時に起こる合成 当該試験用座席に発生 キロメートル毎時とし 定置した後、当該試験 定 乗車装置を横向きに固 の挙動等を観測する 加速度及び減速度を かつ、ダミーを 仏により試験を行った上で、同次の表の上欄に掲げる評価項 試験 試 加速度、 体が当該取付部から放 少者用補助乗車装置本 の放出性 一への移動量、 の破壊状況、 度保持機能を持つ各部 取 取 出されたか否かをいう ッドの底面の傾斜角度 た四段階の指標 突時に年少者用補助 バックルの解離性 以下同じ。)に基づい 離したか否かをいう。 ダミーの頭部の前方 以下同じ。)並びに 付部及びダミー 装置のバックルが解 付部及びダミーの 乳児用ベッド (衝突時に年 乳児用べ 胸部合成 0) (衝 試 強 強 験 第五条 2 表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。 目ごとに、 装備された状態で使用するものとする。 自動車を、 る。 (年少者用補助乗車装置の評価 国土交通大臣は、 (乳児用ベッドに限 前面衝突安全性能 前面衝突安全性能 年少者用補助乗車装置の評価は、 市場における普及率が低いものを除くすべての安全装置が 同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、 前項各号に掲げる試験を行うに当たっては、 当 キロメートル毎時とし 用座席の速度を五十五 定置した後、当該試験 定し、 用座席に年少者用補助 後ろ向き動的試 試 加速度の計測及びダミ させた時に起こる合成 乗車装置を横向きに固 横向き動的試験 験 の挙動等を観測する 該試験用座席に発生 加速度及び減速度を かつ、ダミーを 験 次の表の上欄に掲げる評価 試験 試 出性 量、 各部の破壊状況、 同じ。 離性 放出されたか否かを 体が当該取付部から 者用補助乗車装置本 頭部の前方への 児用ベッドの底面 取付部及びダミー いう。 傾斜角度、 強度保持機能を持 取付部及びダミー 兀 か否かをいう。 者用補助乗車装置の 並びにバックルの解 4年(衝突時に年少乳児用ベッドの放果、胸部合成加速度 ックルが解離した 段 階の (衝突時に年少)に基づい 以下同じ。) 指 ダミー

移

 \mathcal{O}

乳

0

同 項 試験

以下

 \mathcal{O}

	に 限 る。)	東又は定置するもの(幼児用シートのう 前面衝突安全性能	ち幼児を後ろ向きにち幼児を後ろ向きに
名重舎を有別に	田座席の速度を五十五 用座席の速度を五十五 ・加速度の計測及びダミ ・対すた時に起こる合成 ・対する ・対する ・対する ・対する ・対する ・対する ・対する ・対する	定し、かつ、ダミーを乗車装置を前向き動的試験に関助的試験に対しました。	験用座席に年少者用 を関した後、当該試験用 で席の速度を五十五キ で席の速度を五十五キ で席の速度を五十五キ が速度及び減速度を試験用 が速度及び減速度を表 がまままで がはままた がはままで がはままで がはままままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはままままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはままで がはままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはまままで がはままで はままで がはままで はままで はまで はまるで はまで はまで はまるで はまで はまで はまるで はまるで はまるで はまるで はまるで はまるで はまるで はまるで はまるで はまるで はるで はるで はるで はるで はるで はるで はるで は
の 座 席 脱 落 り が 幼 児 に 傷 害 上 迫 す る な ど に 傷 害 に 傷 害 に あ あ る に あ あ る な と に あ あ る な る な と の あ あ る る に あ あ る る に あ あ る る に あ る る に あ る る る に あ る る る に あ る る る る る る る る る る る る る	部合成加速度、胸部の 部合成加速度、胸部の接触状況、幼児用シートの放出性、バックートの放出性、バックートの放出性、バックルの解離性、幼児への 別害性(衝突時に年少	期 谷の	度保持機能を持つる部 を四段階の指標 た四段階の指標 た四段階の指標 がック面の最大傾斜角 がック面の最大傾斜角 がったのが出性がびにバッ がの解離性に基づい を四段階の指標
	に Ri	東ち(神	の拘ち(
	限る。)	東又は定置するものち幼児を前向きに拘りとかりとがしまりまたがりのうがりまた。	対児を後ろ向きに、対別をを後ろ向きに、対別を後ろのきに、対別を後ろのきに、対別を変われている。
きる名割	(る。) 用座席の速度を ・加速度の計測及びダミ ・対応時に起こる合成 をせた時に起こる合成 をせた時に起こる合成 をせた時に起こる合成 を対たりに起こる合成 を対した後、当該試験	定置するもの 定し、かつ、ダミーを前向きに拘 乗車装置を前向きに用シートのう 用座席に年少者用補衝突安全性能 前向き動的試験 試	る は を 用 。) 置 ろ) す 向 ト

(公表項目) (公表項目) (公表項目) (公表項目) (公表項目) (公表項目)	(公表項目) (公表項目) (公表項目)
四 使用性 年少者用補助乗車装置 年少者用補助乗車装置 年少者用補助乗車装置 年少者用補助乗車装置の取べので変差性、操作性、取扱いの 複数の専門家による説明のわかりやすさ等 、試験対象の年少者ですさを評価する試験 、本体機構の安全性、操作性、取扱いの 複数の専門家によるですさを評価する試験 、本体機構の安全性で、東極いのでは、東極に、東極に、東極に、東極に、東極に、東極に、東極に、東極に、東極に、東極に	四 使用性 年少者用補助乗車装置 年少者用補助乗車装置 年少者用補助乗車装置 年少者用補助乗車装置 の取扱説明書、 ですさを評価する試験 安全性、取付性及び装 をするを評価する試験 安全性、取付性及び装 をするを評価する試験 安全性、取付性及び装 をするを評価する試験 安全性、取付性及び装 をするを かまる の の 専門家による、試験 を かまる の が に から が お か の で の で の で の で の で で の で の で で で で で
た四段階の指標 シ者用補助乗車装置 少者用補助乗車装置 から脱落したか否か をいう。) 正基づい	の指標の指標の指標を呼にダミーが年少

を行うものとする。

第九条 と認める事項) (その他国土交通大臣が評価の実施及びその結果の公表のために必要 国土交通大臣は、 評価の実施及びその結果の公表に際し、自動

車等に関する学識経験を有する者及び自動車等の使用者等から意見を

聞くものとする。 則

この告示は、 公布の日から施行する。

を行うものとする。

と認める事項) (その他国土交通大臣が評価の実施及びその結果の公表のために必要

第九条 車等に関する学識経験を有する者及び自動車等の使用者等から意見を 国土交通大臣は、評価の実施及びその結果の公表に際し、

自動

附 則 聞くものとする。

この告示は、 公布の日から施行する。